

## ○ いじめ防止基本方針

### 1. いじめ防止等対策の基本方針

#### (1) 基本方針策定の意義

平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)に基づき策定されたいじめ防止基本方針は、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、東小・中学校、家庭、地域住民その他の関係機関が連携し、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

#### (2) いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

##### ①「いじめ」の判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けたとする児童・生徒の立場に立つことが必要である。「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童・生徒と何らかの人間関係を指す。嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。外見的には、遊びやふざけあい、又は、けんかのように見えることでも、いじめを受けたとする児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、いじめの判断及び認知は、特定の教職員のみによることなく、第 22 条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

##### ②具体的ないじめの態様(詳細は Share の教育計画フォルダへ)

(ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

(イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる

(ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

(エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

(オ) 金品をたかられる

(カ) 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる

(キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

(ク) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(ケ) 性的いたづらをされる

これらの「いじめ」の中には、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期警察に相談・通報の上警察と連携した対応をとることが必要である。

#### (3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

##### ①いじめの防止

いじめは、人権侵害であり、絶対に許されない卑怯な行為である。一方、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童・生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人への育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校教育活動全体を通じ、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性についての認識を村民全体に広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

##### ②いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには、児童・生徒のささいな変化に気付くことや、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校は学期毎のアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童・生徒を見守ることが必要である。

##### ③いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに教職員が連携し、いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する

等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ関係機関と連携していくことが必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処をあり方について、理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応を可能とするような体制整備を図ることが重要である。

#### ④地域や家庭との連携

子ども自身に地域社会の一員としての自覚を持たせることは重要である。それには、地域の行事や奉仕活動、子ども会等に積極的に参加させるなど、地域全体で子どもの健やかな成長を促すため、学校、地域、家庭との連携が必要である。

また、社会全体で児童・生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、「いじめについての講演会」を実施するなど、学校、地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが不可欠である。

#### ⑤関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、例えば、学校におけるいじめる児童・生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要であり、そのためには平素から学校や教育委員会が関係機関との情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## 2. 学校が実施する措置

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定(法第13条関係)

学校いじめ防止基本方針は、いじめの未然防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、児童・生徒指導体制、校内研修、発見されたいじめの対処について基本的な方向や取組内容等を定める。

学校いじめ防止基本方針策定に当たっては、自校の児童・生徒の実態を把握することが必要である。また、いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、具体的に明記する。それが学校の実情に即してきちんと機能しているかを「学校はいじめの防止等の対策のための組織」を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開し、保護者や地域の方々との共通理解を図り、連携していじめ防止等の取組にあたる。

### (2) いじめの未然防止対策(法第15条・第19条第1項関係)

○交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度、よりよい人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を進める。

○地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して地域の人々とふれあう機会を増やす。

○日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。

○児童会・生徒会の活動等を通して、児童・生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、行動する機会を設けるよう努める。

○インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、必要な啓発活動を行う。また、学級活動や技術、情報等の授業の中で、情報モラル教育の一層の推進を図る。

○学校関係者や地域の方、いじめの未然防止に向けた取り組みを行っている団体等と連携し、学校での教育活動の様々な場面において「いのちの大切さ」を学ぶ「いのち・からだ・こころの教育」を推進する。

### (3) いじめの早期発見のための措置(法第16条第1項・第3項関係)

○「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題である」という認識を持ち、各学校において、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築等に努める。

○児童・生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努める。

○定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

○インターネットを通じて行われるいじめについては、アンケート調査の利用等により早期発見に努める。

### (4) いじめの早期解決に向けた措置(法第23条)

○当該学校の児童・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、その他当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

○いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校はいじめの事実の有無を確認するための必要な措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。  
○いじめがあったことが確認された場合には、学校は、いじめを受けた児童・生徒を守り通すことを旨として、落ち着いた学校生活を再開できるよう、当該児童・生徒及びその保護者に対して必要な支援を行う。  
○いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童・生徒のとった行動が相手の心身に及ぼす影響を等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童・生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、落ち着いた学校生活を営ませるための助言や支援を行う。  
○これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組む。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告、協議し、学校警察連携制度の活用や本部警察署との相談など、警察と連携して取り組む。

(5) 家庭・地域との連携(法第 15 条第 2 項・第 16 条第 3 項・第 23 条第 1 項・第 3 項・第 5 項関係)

○子どもがいじめを受けていると疑われる様子があるときに、保護者が通報するための学校における相談・通報窓口を周知する措置を講じる。

○いじめを受けた児童・生徒と、いじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。

○子どもの小さなサインを見逃ごすことのないよう、児童・生徒の様子を見つめるために気をつけるポイントを載せたパンフレットを配布する等、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努める。

○学校や家庭、地域での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、保護者や地域の関係団体等との連携を密にし、いじめの未然防止・早期発見に努める。

(6) 関係機関等との連携(法第 23 条第 3 項・第 6 項関係)

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察と連携して取り組む。

○いじめを受けた児童・生徒やいじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関の協力を得るための連携を図る。

### 3. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義 (法第 28 条)

①いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害があると認めるとき。

②いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ただし、重大事態に該当するか否かについては、いじめを受けている児童・生徒の状況に着目し、事案に応じて専門機関等に意見を踏まえ、教育委員会が判断する。

(2) 具体的な対処の手順

①東村教育委員会を經由して、村長へ発生報告を行う。その際に次のような項目等を報告する。

(ア) 被害者児童・生徒の氏名・学年・性別

(イ) 欠席期間・その他児童・生徒の状況

(ウ) 児童・生徒やその保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容。

②東村教育委員会が重大事態の調査主体を判断する。

③調査主体が東教育委員会の場合、「東村いじめ防止対策調査会」が主体となって実施する。

④調査主体が学校の場合、いじめ防止対策委員会を母体とし、調査を行う。その際には必要に応じて関係する専門気期間等との連携の下で取り組む。

⑤いじめられた当該生徒から聞き取りが可能な場合は、重大事態に関わる内容を聴き取る。その際、いじめ行為が「いつ(いつ頃)」「誰から行われ」「どのような様態であったか」「いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係」「学校・教職員のこれまでの指導経緯」等を管理職も含め聴き取りの方法を決定する。また、聴き取る際には、必ず複数名で行う。

⑥保護者、教職員(学級、部活動など)、関係する生徒など、必要な対象者からも聴き取りを行う。

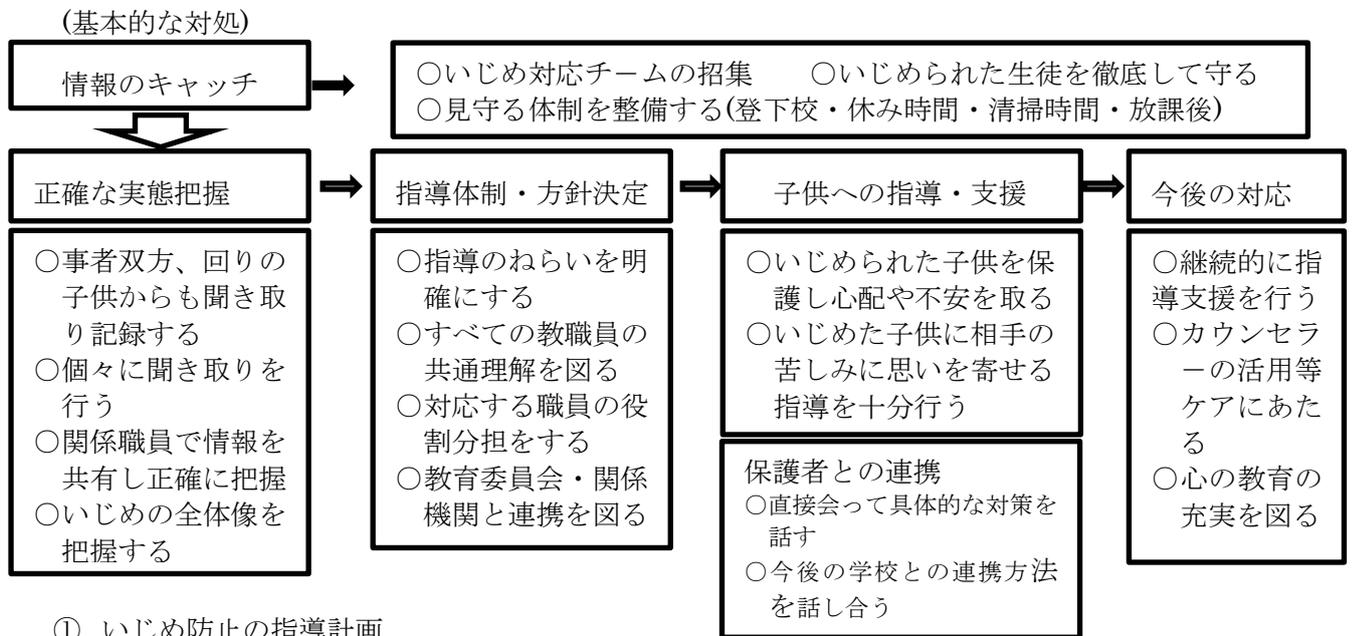
※⑤、⑥いずれの場合にしても、情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先した調査実施が必要である。

⑦重大事態発生から、1か月程度を目途に、聴取した内容を書面にまとめる。

⑧聴取した内容を踏まえて、当該児童・生徒が、学校に復帰できるよう、家庭と連携して、今後の支援方針を検討する。

⑨聴取結果及び支援方策について、当該児童・生徒及び保護者に説明する。また、希望する場合には、いじめを受けた児童・生徒又は保護者の所見をまとめた文書を、聴取結果の報告に添えることができる旨を説明する。

⑩聴取の結果等の内容を書面にて東村長等に報告する。



① いじめ防止の指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月
職員会議	いじめ対策委員会・指導方針等決定 職員会議(提案)	保護者への啓発	いじめ事案発生時、緊急対応会議の開催		地域懇談会で地域・保護者へ啓発 校内研修会
未然防止		学級・学年人間関係づくり		いじめ実態調査 保護者対象	
早期発見	人権アンケート実施・分析	人権アンケート実施・分析	人権アンケート実施・分析	人権アンケート実施・分析	検討会実施 1学期のアンケート分析
			教育相談週間		

	9月	10月	11月	12月
職員会議	いじめ対策委員会 2.3学期の計画	いじめ事案発生時、緊急対応会議の開催		
未然防止				いじめ実態調査 保護者対象
早期発見	人権アンケート実施・分析	人権アンケート実施・分析	人権アンケート実施・分析	人権アンケート実施・分析
			教育相談週間	

	1月	2月	3月
職員会議			いじめ対策委員会 1年の反省 次年度の計画
未然防止			いじめ実態調査 保護者対象
早期発見	人権アンケート実施・分析	人権アンケート実施・分析	
		教育相談週間	

## 4. いじめチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れたり落書きがある
- 班にすると机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教師の見えないところで消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 特定の子どもに気を使っている雰囲気がある

いじめられている子

(日常の行動・表情の様子)

- わざとらしくはしゃいでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

(授業中・休み時間)

- 発言すると友達から冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

(昼食時)

- 好きなものを他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

(清掃時)

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

(その他)

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる

- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする  
(兵庫県教育委員会 いじめ対応マニュアル参照)

### 3. いじめアンケート

#### 生活アンケート

今日は人権の日です。人権について少し考えてみましょう。自分の発言、行動、態度、誰かを傷つけてはいませんか。周りに困っている人はいませんか？

学校生活について

1. あなたは現在悩みがありますか      はい      いいえ
2. それは、何についての悩みですか      ①勉強 ②友人 ③進路 ④部活 ⑤家族 ⑥その他
3. あなたは学校生活で困っていることはありますか      はい      いいえ

いじめについて

1. あなたは現在いじめを受けていますか      はい (誰に )      いいえ
2. あなたの周りにいじめを受けていると思われる生徒はいますか      はい (誰 )      いいえ
3. いじめられていると思われる理由 (状況) を書いてください

4. 次のチェック項目に○か×で答えて下さい。

NO	質 問 項 目	○×
①	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	
②	仲間はずれ、集団による無視をされる。	
③	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	
④	ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	
⑤	金品をたかられる。	
⑥	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	
⑦	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	

5. スクールカウンセラーの先生が、月1回、来校します。相談が専門の先生ですので、何か話したいことはありませんか。家族、親戚、友人、いじめ、進路等様々な悩みに答えます。相談したいことがあったら書いてください。